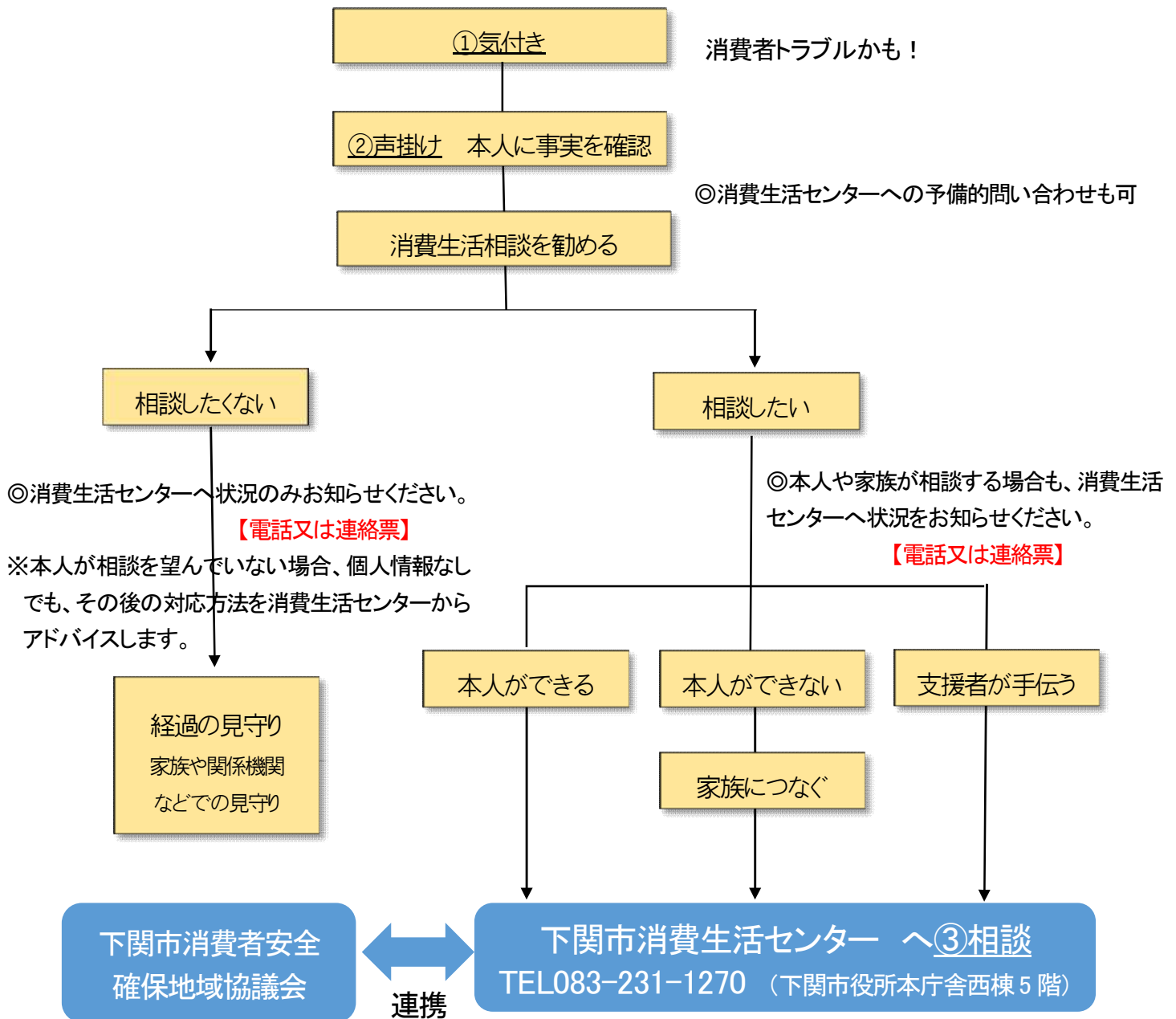


問題に気付いた時の対応手順(フローチャート)



■消費者被害が疑われたり、本人から相談を受けた場合には、

- ・まず、本人の話を聞く(事実の確認)
- ・消費者トラブルが疑われる場合は、下関市消費生活センターへの相談を勧める。
判断を迷う場合も、消費生活センターへためらわずに連絡する。
(緊急を要する場合は、警察へ連絡する。)
- ・本人による相談が難しい場合は、家族や発見者が消費生活センターへ連絡(相談)する。

- 消費生活センターは、情報提供や助言、あっせん等を行い、消費者被害の防止を図ります。
- 相談解決後、他の支援が必要な相談者については、消費生活センターから各関係機関へつなぐことで、継続的な見守りを協議会で行う場合もあります。

